

議第 77 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール 2 対
- 2 取 得 価 格 19,965,000 円
- 3 取得の相手方 香川県仲多度郡琴平町榎井 590 番地
株式会社 都村製作所
代表取締役社長 都村 尚志
- 4 取 得 の 理 由 既存バスケットゴール耐用年数の超過及びアリーナ床への局所荷重を考慮した軽量製品への更新のため。

令和 7 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴールの予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

入札執行一覧表

契約方法：指名競争入札
契約担当：まちづくり推進部まちづくり推進課

仕 様 書 番 号	まち推物 第6号	開 札 日 時	開札 令和 7年 8月13日 9:00
購 入 物 品 名	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール購入		閉札 令和 7年 8月13日 9:10
		入 札 場 所	下呂庁舎2階 打合室(下呂市森960番地)
納 入 場 所	下呂交流会館アリーナ	執 行 者	下呂市長 山内 登
履 行 期 限	令和 7年 8月14日から令和 8年 3月31日まで	立 会 人	財務課長 杉山 勝彦
売 買 金 額	19,965,000円	契 約 者	香川県仲多度郡琴平町榎井590 (株) 都村製作所
予 定 価 格	20,141,000円 (18,310,000円)		
低入札調査基準価格	- 円 (- 円)		
失格判断基準価格	- 円 (- 円)		

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業 者 名	第 1 回		第 2 回		備 考
	順位	金 額	順位	金 額	
長谷川体育施設 (株) 岐阜営業所	6	20,000,000円			
(有) 中央体育器具製作所	2	18,500,000円			
(株) エクス	4	18,720,000円			
(株) スポーツマックス		辞退			
(株)愛知スイミング 岐阜支店		辞退			
(株)フレーベル館 岐阜支店		辞退			
(株)福伸シート		辞退			
(株) ジャクエツ 多治見店	5	18,800,000円			
本とスポーツ用品 なかの		辞退			
(株) 飛驒コンピュータサービス		辞退			
(有) 二村学習社		辞退			
(株) カミヤ		辞退			
事 業 概 要	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール2対 (製品コード: BA-1741) ショットクロック専用架台1組				
指 名 業 者 選 定 理 由	地理的要件、指名停止の有無を総合評価し、令和7年7月15日開催の指名業者選定委員会において上記業者を選定した。				
随 意 契 約 理 由					

入札執行一覧表

契約方法：指名競争入札
契約担当：まちづくり推進部まちづくり推進課

仕様書番号	まち推物 第6号	開札日時	開札 令和 7年 8月13日 9:00
購入物品名	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール購入		閉札 令和 7年 8月13日 9:10
		入札場所	下呂庁舎2階 打合室(下呂市森960番地)
納入場所	下呂交流会館アリーナ	執行者	下呂市長 山内 登
履行期限	令和 7年 8月14日から 令和 8年 3月31日まで	立会人	財務課長 杉山 勝彦
売買金額	19,965,000円	契約者	香川県仲多度郡琴平町榎井590 (株) 都村製作所
予定価格	20,141,000円 (18,310,000円)		
低入札調査基準価格	- 円 (- 円)		
失格判断基準価格	- 円 (- 円)		

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業 者 名	第 1 回		第 2 回		備 考
	順位	金 額	順位	金 額	
(株)八神製作所 高山営業所		辞退			
ゴコウ(株) 中部支店		辞退			
中部パークシステム (株)		失格			
(株) 日比野スポーツ	2	18,500,000円			
マイハンズゴトウ ゴトウ金物店		辞退			
教育情報パートナーズ (株)		辞退			
(株) 都村製作所	1	18,150,000円			落札
事業概要	下呂交流会館アリーナ移動式バスケットゴール2対 (製品コード: BA-1741) ショットクロック専用架台1組				
指名業者選定理由	地理的要件、指名停止の有無を総合評価し、令和7年7月15日開催の指名業者選定委員会において上記業者を選定した。				
随意契約理由					